社会福祉法人 福角会 在宅障がい児・者緊急サポート居室確保事業計画書

1. 目的

在宅で障がい児・障がい者(以下、「障がい者」という。)を介護している保護者(以下、「保護者」という。)が疾病、事故その他の事情により一時的に障がい者を介護することが困難になった家庭等に対し、当該施設の空き居室を確保することにより、当該家庭等における障がい者の夜間等をサポートし、もって在宅障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 名称

「夜間あんしんサポート事業」

3. 対象

知的障がい児・知的障がい者 ※ただし、就学児以上の者とする。

4. 運営の方針

夜間あんしんサポートのサービス提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。)及び「松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年 12 月 26 日松山市条例第 61 号)並びに「松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年 12 月 26 日松山市条例第 65 号)に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し行うものとする。

5. 利用基準

次の事由により、一時的に介護を行うことが困難となった場合であってなお 且つ、既存の福祉サービスで適切なサポート体制が確保されない場合。

- ① 保護者又は、その家族に疾病又は事故があったとき。
- ② その他、管理者等が必要と認めたとき。

なお、複数の利用希望者があった場合については、次の基準等に照らし合わせ総合的に利用決定を行う。

- ▶ 既存の福祉サービス等における代替プランの有無
- ▶ 緊急性の高さ
- ▶ 申込み順 等

6. 事業開始

平成28年4月1日より

7. 定員 1名

8. 業務内容

- ① 入浴、排せつ及び食事等の必要な介護又は、日常生活上の必要な支援を行う。
- ② 日常の生活リズムを可能な限り維持できるよう、関係機関・事業所との連携を図りつつ必要な支援を行う。
- ③ 状況が長期化する場合の対応や利用終了後の生活プラン等について、相談支援専門員等との連携を図りながら、相談・調整を行う。

9. 期間や回数

保護者等の状況に応じ、必要と判断される期間および回数とする。ただし、 最大1ヶ月の利用を原則とする。1ヶ月を超える長期利用が見込まれる場合は、 利用開始後1ヶ月を目安に利用延長における協議を行うこととする。

- 10. 利用方法、申請や決定(様式)
 - ①利用申請書(様式1)にて申込み。
 - ②利用の可否を協議・決定。
 - ③利用可の場合は、契約書に基づき契約。 利用不可の場合は、この事業に代わるプランについて相談・調整等を行う。

11. 日中サービスの利用方法

- ①日中活動事業所への送迎については、原則として日中活動事業所の送迎サービスを優先的に利用する。日中活動事業所の送迎サービスが確保できない場合には、可能な限り当事業所で送迎を確保できるよう努める。 送迎範囲については、松山市内(島諸部を除く)とする。ただし、管理者が認めた場合は、その限りではない。
- ②その他、サービス提供に必要な情報交換については、個人情報提供同意 書(様式2)に基づき慎重に実施する。

12. 費用の負担

夜間・休日支援に関する利用料については無料。

ただし、当事業所の日中活動(生活介護事業・日中一時支援等)を利用す

る場合については、それぞれに定められた所定の利用料を負担することになる。

尚、生活上必要とする以下の実費相当分(別紙1)については、負担するものとする。

- ①給食費 ②光熱水費
- ③日中活動(余暇活動・行事等)における必要経費(食費・交通費等)
- ④嗜好品や日用品費 等

13. 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合は、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

夜間あんしんサポートのサービス提供により事故が発生した場合は、直ちに 市町、当該利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じるものとする。

14. その他

利用者情報の聞き取りを行い、適切なサービス提供を行うよう努める。(様式3)

利用者に対し、身元引受人を求める場合がある。(様式4)